

四万十町後期高齢者医療条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正後	改正前
（普通徴収に係る保険料の納期） 第4条 普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、次のとおりとする。 第1期 <u>7月1日</u>から同月31日まで 第2期 8月1日から同月31日まで 第3期 9月1日から同月30日まで 第4期 10月1日から同月31日まで 第5期 11月1日から同月30日まで 第6期 12月1日から同月25日まで 第7期 1月1日から同月31日まで 第8期 2月1日から同月末日まで 2・3（略）	（普通徴収に係る保険料の納期） 第4条 普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、次のとおりとする。 第1期 <u>7月16日</u>から同月31日まで 第2期 8月1日から同月31日まで 第3期 9月1日から同月30日まで 第4期 10月1日から同月31日まで 第5期 11月1日から同月30日まで 第6期 12月1日から同月25日まで 第7期 1月1日から同月31日まで 第8期 2月1日から同月末日まで 2・3（略）